

職長・安全衛生責任者教育（建設業）の開催について

一般社団法人白河労働基準協会

労働安全衛生法第60条（同施行令第19条）により、事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者（作業主任者を除く）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、安全または衛生のための教育を行わなければならないとされており。

また、建設業においては、職長が安全衛生責任者（安衛法16条）を兼務することが多く見られることから、厚生労働省より「職長教育」と「安全衛生責任者教育」を統合した『職長・安全衛生責任者教育』の実施について行政通達が出されました。当協会では、この行政通達に基づき標記講習を実施いたしますので、ぜひ受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時

| | |
|-----|-------------------------|
| 第1日 | 令和2年5月27日（水） 8:50～17:00 |
| 第2日 | 5月28日（木） 9:00～17:10 |

※第1日目は開講前に修了証用の写真撮影がありますのでお早めにおいで下さい。

2. 会 場

白河労働基準協会1階大会議室 白河市十三原道上3-17 新白河ビジネスパーク内

3. 講 習 料

会 員 17,225 円（内訳：受講料 15,125 円（税込） / 送料代 2,100 円（税込））
非会員 19,645 円（内訳：受講料 17,545 円（税込） / 送料代 2,100 円（税込））

4. 申込期日

令和2年5月19日（火）締切
ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切ります。

5. 定 員

36 名

6. 申込方法

裏面申込書に必要事項を記入し、講習料を添えて、協会事務局までお申込み下さい。

〒961-0829 白河市十三原道上3-17

TEL 0248-24-0961 FAX 0248-24-0950

銀行振込をご利用のときは、申込書をFAXで送信し、上記締切日までに下記口座宛にお振込みください。振込手数料は貴社にてご負担下さい。

《振込先》 東邦銀行白河支店 普通 390240

一般社団法人 白河労働基準協会

7. その 他

- ①受講申込書の現住所欄には、運転免許証に記載されている住所をご記入ください。
- ②筆記用具をご持参ください。
- ③所定時間終了後、「職長・安全衛生責任者教育（建設業）修了証」を交付いたします。
- ④遅刻・早退等、受講時間に不足があるときは、修了証は交付いたしません。
- ⑤申込締切日を過ぎてからの受講取消の際は、講習料の払い戻しはいたしません。
- ⑥ご不明の点は、事務局までお問い合わせください。

職長・安全衛生責任者教育（建設業） 受講申込書

（令和2年5月27～28日実施分）

| ふりがな 氏名 | 生年月日 | 職名 |
|------------|-----------|----|
| | 現住所 | |
| | 昭・平 年 月 日 | |
| | 〒 _____ | |
| | 昭・平 年 月 日 | |
| | 〒 _____ | |
| | 昭・平 年 月 日 | |
| | 〒 _____ | |

上記のとおり _____ 名を講習料 _____ 円を添えて申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 _____

所在地 _____

事業場名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

担当者名 _____

（一社）白河労働基準協会長 殿

※講習料の支払方法につき該当欄に✓を付けてください。

直接持参（ 月 日 予定） 郵送 銀行振込（ 月 日 予定・済）

【個人情報について】 ご記入の個人情報については、当教育講習以外の目的では使用いたしません。